

学長決定

子の出張帯同費用の支給に関する取扱いについて次のように定める。

令和8年4月9日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

子の出張帯同費用の支給に関する取扱いについて

(目的)

- 1 この決定は、大学教員又は研究職員（以下「大学教員等」という。）の教育研究と育児の両立を支援するため、大学教員等が出張において子を帯同する場合の費用（以下「出張帯同費用」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

- 2 この決定に係る対象者は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子を含む。以下「子」という。）を養育する大学教員等とする。

(申請)

- 3 出張を命じられ、又は承認された大学教員等が、やむを得ない事情により当該出張の際に子を帯同する必要がある、出張帯同費用の支給を申請しようとするときは、あらかじめヒューマンエンパワーメント推進局に相談し、出張完了後速やかに、支給に必要な書類をヒューマンエンパワーメント推進局長に提出するものとする。ただし、外国出張又は私事を伴う出張の場合は、申請することができない。

(支給の範囲)

- 4 出張帯同費用として支給できる費用の範囲は、子の移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の実費額とする。ただし、領収書等によりその支払いが確認できるものとし、パック料金にあっては鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の内訳が確認できるものに限る。

(支給に用いる予算)

- 5 出張帯同費用は、当該大学教員等に配分された教育研究経費等その他の予算の範囲内において、次に掲げる会計区分から支給するものとする。
 - (1) 一般会計（ただし、特定の事業等のために措置された予算を除く。）
 - (2) 病院会計（ただし、特定の事業等のために措置された予算を除く。）
 - (3) 外部資金会計（ただし、補助金、寄付金、受託研究費等において、交付元が交付要領等により当該費用の支給を認めているものに限る。）

(源泉徴収)

- 6 出張帯同費用の支給に当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得として取り扱い、源泉徴収を行うものとする。

(賠償責任)

- 7 支給の対象となる子の出張帯同中における事故等に関し、国立大学法人筑波大学は賠償の責任を負わない。

(雑則)

- 8 この決定に定めるもののほか、出張帯同費用の支給に関し必要な事項は、ヒューマンエンパワメント推進局長が別に定める。

附 記

この決定は、令和8年5月1日から実施する。